

平成16年度 第4回

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会
会 議 録

日時：平成16年8月31日(火)

午後1時00分～3時00分

場所：文京区役所2102会議室

文京区企画政策部広報課

1 開会

竹澤広報課長 お時間ですので、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会を開催させていただきます。本日は台風一過、大変蒸し暑い中、お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

まず冒頭に、委員の出欠状況でございますが、本日、全委員出席でございます。したがって、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例第7条第1項の定める定足数を満たしておりますので、本審議会は有効に成立することを冒頭にご報告させていただきます。

そして、本日の審議でございますけれども、前回に引き続きまして、文京区個人情報の保護に関する条例の改正につきましてご審議いただきますようお願い申し上げます。

それでは、進行を内山会長にお願いいたします。

2 議事開始

内山会長 それでは、審議会を開催させていただきたいと思っております。

今日は、平成16年度第2号諮問案件として、個人情報保護条例の改正について、前回に引き続いて審議をさせていただくということでございます。

前は、事務局から、関係すると思われる事項についてご説明をさせていただいて、なお、まだ必要と思われる部分、事項について、事務局の方で整理していただくということで終わったということでございますけれども、今回は前回に引き続いて、事務局でまずご用意いただいた資料等についてご説明をいただいた後、当審議会としてどのような答申をするのが適切かということについての審議をさせていただくということで予定しておりますが、そういうことでよろしゅうございませうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

内山会長 それでは、事務局の方から、今日新たにつけ加えていただいた資料の説明をお願いいたします。

竹澤広報課長 それでは、私の方からご説明させていただきますが、申しわけございませんが座って説明させていただきます。

今回提出させていただきました資料でございますけれども、既にお送りいたしました資料第2-20号と資料第2-21号、それに加えまして、本日席上にご配付させていただきました資料第2-22号の3種類でございます。

まず、資料第2-20号でございますが、これは「実施機関の職員等の責務規定について」という資料です。現行の条例に「職務上知り得た個人情報に係る秘密を他に漏らしてはならない」という、こういう規定がございますが、今回、行政機関の個人情報保護法では、規定の仕方が異なっております。この資料の上の四角で囲っている部分でございます、法律の「その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない」という規定との相違について、前回の審議会におきまして指摘を受けたところでございますが、これにつきまし

て、再度私どもの方で持ち帰らせていただきまして、整理させていただいた資料でございます。

まず、現行条例でございますけれども、現行条例は、その資料の四角で囲みました下に（現行条例）とございます。ここに現行条例の考え方をまとめさせていただいております。

まず、でございますけれども、現行条例は実施機関の職員を対象として設けた規定でございます。

でございますけれども、地方公務員法に基づきます職員の服務規律としての守秘義務がございますが、これに重ねまして、プライバシー保護の観点から区の条例で守秘義務を課そうというものでございます。

でございますけれども、この条例によりまして地方公務員法の適用を受ける職員については二重に守秘義務を課すということと、地方公務員法の適用を受けない特別職等につきましては、この条例で守秘義務が課されることになる、ということです。

ですけれども、現行条例の守秘義務の規定は地方公務員法の規定を踏まえて設けてございます。したがって、地方公務員法と同様の解釈で運用してきたという経緯がございます。

でございますけれども、この地方公務員法で定めます「秘密を漏らす」ということにつきましてですけれども、これはその職員以外は了知していない事実、あるいは一部の特定の者しか了知していない事実、これを広く一般に知らせる行為、あるいはその恐れのある行為の一切を言うとしております。

以上の考えを踏まえまして、でございますけれども、ここで言っています「他に漏らす」とは、広く一般に知らしめる、または知らしめる恐れを言うものと考えられます。

以上が現行条例の責務規定の内容でございます。

続きまして、その下ですけれども、（行政機関個人情報保護法）と記載がございますが、ここでの考え方ですけれども、まず、ですけれども、この法律では、職員に加えて受託業務の従事者、これを含めた責務規定となっております。その辺の違いがございます。

は守秘義務の対象でございますけれども、業務に関して知り得た個人情報の内容ということですので、現行条例の、あるいは地方公務員法で言う、「個人情報に係る秘密」よりは広い範囲となります。

ですけれども、「みだりに他人に知らせる」ということですので、それにつきましてはこういった解釈でございます。その行為は、自分の権限や業務に属しない場合、または自分の権限や業務に属する場合であっても、正当な理由がないときに個人情報が記録された文書等を提供することをいう。さらに、個人情報の内容を口頭で知らせることも含むという見解です。それは、後ほど資料 2 - 21 号のところで、解釈ということで示されている考え方でございます。

次に、ですけれども、自分の権限、もしくは業務の範囲内で、またその業務の範囲を越えた場合でも、正当な理由があれば、個人情報の内容を他人に知らせることを禁止したものではないということでございます。

はその方法でございますけれども、知らせる方法としては、「文書・口頭などにより、自分以外の者に情報提供すること」ということでございます。

以上のように現行条例と行政機関個人情報保護法とでは、規定の仕方に相違がございますけれども、【考え方】ということで、一番最後に四角でくくってございますのが私どもの考え方でございます。

現行の個人情報保護条例の責務規定は、地方公務員法をベースに規定してございます。地方公務員法につきましては、当然個人情報の取り扱いのルールを想定して規定されているものではございません。したがって、そういった地方公務員法をベースに規定するよりは、国の方の行政機関個人情報保護法に基づく制度による各種措置を踏まえ、責務規定の内容に改めていく、このことが制度として統一性・整合性が図られ、適当であると私ども考えまして、行政機関個人情報保護法の規定に合わせていこうということで整理させていただいたところでございます。これが、資料第2 - 20号でございます。

内山会長 ちょっといいですか。今の資料第2 - 20号のところですけども、まず、最初の括弧のところですけども、一番上の括弧ですけども、「職務上知り得た個人情報に係わる秘密を他人に漏らしてはならない」とする現行条例の「個人情報」、それから、行政機関個人情報保護法でも、「個人情報の内容のみだりに他人に知らせてはならない」と書いてある。この「個人情報」というのは、ちょっと意味が違うんですね。

法律の方の個人情報の方は、死者の情報は入らないのでしょうか。「個人に関する情報」と「個人情報」は違うんですね。だから法律の方は、死んだ人の秘密は、職務上、みだりに他人に漏らしたり何かしても罰則の規定はないんでしょう。

竹澤広報課長 「個人情報」については、国の方の考え方では、生存する個人に関する情報ということです。

内山会長 そうですね。ですから、説明は同じようになっていきますけれども、実際には保護されている内容が少し違う。死者の情報も含めて保護するということになれば、「個人情報」ではなくて、「個人に関する情報」ということも、理由によっては考えられる。

この審議会で何をどう考えて、どのようなことが適当かということで答申するということになれば、そういうことをちょっとお考えいただきたいということで申し上げました。

それから、行政機関個人情報保護法の から がありますけれども、これはいわば立法作業に当たった官庁の有権解釈の見解がそのまま引用されているのだと思いますけれども、「みだりに他人に知らせる」ということの定義、 のところですけども、「その行為が自己の権限もしくは業務に属しない場合、または、自己の権限もしくは業務に属する場合であっても正当な理由がない」ということが、みだりに他人に知らせることだという説明がありますけれども、正当な理由があれば、自分の権限もしくは業務に属しない情報であっても、知らせることができるかどうか。それが「みだり」に当たらないか、当たるのかということですけども、

の方では、正当な理由がないというのは、権限内のことについてだけ修飾されているのですけれども、 の方を見ますと、これは正当な理由というのは、自分の権限もしくは業務の範囲内で、または範囲を超えた場合でも、正当な理由があれば情報を他人に知らせることが禁止されていないということになりますけれども、 と 、ちょっと内容が違いますよね。

ですと、要するに正当な理由さえあれば、要するに権限があろうとなかろうと知らせても

いいということになるはずですよ。の方は、正当な理由があれば教えていいというのは、それは権限内のことだけだと。権限外の場合には、正当な理由があってもだめだということですね。説明がそのようになっているのだと思いますけれども、正当な理由というのは、恐らく正当な理由があれば、「みだりに」という評価は受けない。つまり、権限があろうとなかろうと正当な理由さえあれば、それが社会的に是認できるという対応であれば、恐らく「みだりに」という評価は受けませんから、処罰されるということもないということになるのだと思うのですけれども。

竹澤広報課長 今度、資料2-21号に、その正当な理由があるときとはどういう場合かというような解釈が示されています。

内山会長 そうということが、私は、これを読んでいてちょっと気になったので、そういうこともお考えいただいて。これが間違っているとか合っているとか、直せとかいうことではなくて、そういうことが問題にあるということをお聞きいただいたらいいかと思ひまして、申し上げました。

では、すみません、資料2-21の方を。

竹澤広報課長 それでは、資料2-21号で、これは罰則規定に関するQ & Aの抜粋なんですけれども、出典は「個人情報保護の実務」という書籍でございます、そこで示されています。

執筆者の方は、総務省行政管理局個人情報保護室長ということですよ。ある意味では有権解釈に相当するのかなと思っております。

まず、第1点ですけれども、一番上の四角く困ったところ、「正当な理由のない提供に対する罰則の対象というのは、どのような例が想定されますか。」ということで、具体的な例示が解答されております。

役員、職員、受託業務の従事者等が、個人の秘密が記録されているデータベース、これをフロッピーなどの媒体に複製して、業務上必要がないのに提供した場合を想定しています、とされています。

それと、1つ飛びまして上から3番目の四角ですけれども、「正当な理由があるときとはどのような場合ですか。」という質問です。その答えとしては から がございますけれども、

が、利用目的の達成に必要な範囲内で提供する場合。 が、法令に基づいて提供する場合。

が、行政機関の個人情報保護法の8条2項の規定により提供する場合。8条2項は、外部提供や内部利用のルール化を定めた規定なのですけれども、こういったルールに従って提供する場合が当たるでしょうということです。先ほどもお話がありましたけれども、正当な理由があるときには罰則の適用はないということです。

次の質問ですけれども、四角の囲みですけれども、これは先ほどの「みだりに」ということと、「不正な利益を図る目的」という文言がございますけれども、「みだりに」の方は責務規定の方で規定している言い方です。「不正な利益を図る目的」というのは、罰則規定の方で規定してございます。

それとどう違うのですか、ということですが、ここに「みだりに」の見解が示されて

ございます。先ほど申しましたように、自己の権限もしくは業務に属しない場合、または、自己の権限もしくは業務に属する場合であっても、正当な理由がないときを言い、「不正な利益を図る目的」というものを含みますということです。

続きまして、次のページの一番上の質問でございます。先般もご質問がありましたけれども、これは国の機関ですので、国家公務員法になりますけれども、一般職の国家公務員が、先ほどの守秘義務違反をした場合です。それと行政機関個人情報保護法で定める罰則、どちらが適用されるのかという質問です。

これにつきましては、この行政機関個人情報保護法で定める罰則と、国家公務員法の守秘義務違反に対する罰則、これは観念的競合という関係にあるということでございまして、1個の行為が2個以上の罪名に触れるときですから、行政機関個人情報保護法と国家公務員法、この2個の罪名に触れるときは、その最も重い刑により処断することとされています。そして基本的には行政機関個人情報保護法の方が、罰則規定が重い定めになってございます。一応、そういうようなことで整理されてございます。

それと、次に、刑罰のほかに、懲戒処分をあわせて行うことができるかということですが、これも、これは刑罰と懲戒処分をあわせて行うことができるということです。ただし、国家公務員としての在職中に限って行うことができるというようなことで整理されてございます。

前回、ご質疑、ご質問の中でありましたことに対する見解を整理させていただきました。

近藤委員 ちょっとよろしいですか。

内山会長 はい。

近藤委員 「正当な理由」とか、「みだりに」とかというようなことを、例を挙げて具体的に、こういったようなことは「正当な理由」なんです、「みだりに」というのはこういうことですよというのを、この文字を見た上では、何かわかったような、わからないような感じですが、例を挙げるとどういうことなのだというのを1つお願いできますか。

竹澤広報課長 例えば「正当な理由」といいますと、法律で定める事務処理だとか、法律で定められていて、それに基づいて情報を提供するというようなケースがあります。例えば、区の業務の中で、国の機関等にその情報を報告するような形になっていたりとか、提供するような規定があったりということで、それに基づいて、区の方で個人情報を提供するという、そういうような場合などですと、その提供については法令に根拠がありますので、その場合は「正当」ということですね。

そのほか、ある業務を処理するために区としては個人情報を取扱うわけですが、その業務目的を達成するために、その業務目的の範囲内で提供する場合も「正当な理由」に当たります。

これを具体的な形で言いますと、例えば先般ご審議いただきました警察署と学校長との間の連絡制度です。あれは個人情報の外部提供に当たります。これは審議をいただいて、業務を達成する上で必要だということで、ご承認いただいたのですけれども、その業務目的の範囲内で個人情報を提供している場合については、「正当な理由」があるということになります。

次に、「みだりに」でございましてけれども、例えば、広報課では広報とかそういう業務を行ってございましてけれども、この業務とは全く違う業務のために個人情報を提供した場合、本来

だったらそれは所管するところでやらなければいけないようなものを、こちらの方で判断して提供してしまった、というような場合などは、ここで言っているところの権限に属しない場合に当たると考えられます。

内山会長 例えば私が文京区のある保健所で健康診断を受けて、血液型はどうのこうのという、私の健康に関する、個人に関する情報が文京区の保健所に収集されたとしますね。それで、私がある日、歩いていて交通事故が起こって治療しなくてはいけないが本人から聞くことができない。でも、保健所にはその情報があるということがあった場合、保健所に電話をかけて「教えてください」と言った場合に、教えるということになれば、それは「正当な理由」があるということになりますかね。

でも、例えば保健所長が私の情報を持っていて、私がどこかへ就職するというときに、こいつは健康なのかどうか、採用したらすぐに仕事ができなくなってしまうと困るというようなことで、その個人の健康情報を知りたい、それも教えてくれよといわれて教えたらどうなるか。それは、恐らく「みだり」の方になるかなということですかね。

「正当」か「みだりに」というのは、では誰がどこで決めるのかということですがけれども、最終的には裁判所が決めるのですけれどもね。裁判所が、これはひどいという場合には「みだりに」ということになりまして、それはもっともだという場合には「正当」だということになるのですけれども。

ですから、皆さんが裁判官だったとすれば、それは「正当」というふうに評価できるかどうかということを考えていただければいいので、それは誰が決めるんだと言え、それは基本的には、今は我々が決めるのですけれども、具体的にどういう状況になれば、「正当」か「みだり」かということまでは、立法の段階で、固定的にこの場合であるということの規定できない。だからこそ、評価概念といいますかね、「みだりに」とか「正当」とかいう言葉を使って規定するんですよ。

近藤委員 そうしますと、例えば目的外利用は禁じられていますよね。それですから、例えば今の例で言いますと、交通事故に遭ってしまったから、では、この人にはこれだけの情報は提供するけれども、それ以上のことはできない。就職の場合には、提供してはいけない。そういうことまで言ったときには「みだりに」になるかもしれないと、そういう考え方ということですか。

内山会長 そうです。要するに、その置かれた状況と、その漏らされた情報の秘密の程度と、その両方を見ながら、それは正当なのかみたいな、そういうことを決めるという形になるみたいですね。

だから、社会情勢とか、みんなの、社会の考え方によっても、「みだり」と「正当」というものの範囲が動くわけですね。

近藤委員 ありがとうございます。

竹澤広報課長 それでは、続きになりまして、資料2-22号のご説明に入ってよろしゅうございますか。

内山会長 今までのことで、さっと説明されていってしまうと、あのとき聞こうかと思って

いたのを忘れてしまうということになるかもしれませんが、この際、何かご質問ないしご意見があれば、お伺いします。

東村委員 ちょっと広がってしまうけれども、個人情報を出した方の問題はあるけれども、受け取った方は、これは行政機関個人情報保護法の 57 条に入っているんですか。

要するに、意図的に情報を得て、何かもうけの種にしようとしたとき、出す方はこれで規制されてくるけれども、情報を受ける方の罰というのは、どういうふうになっていますか。

竹澤広報課長 ここは行政機関の管理する情報についてですので、受けた方についての罰則規定というのは設けられていないんですね。

自己情報の開示請求で、他人になりすまして他人の情報を取得した場合については、今回この中に盛り込む予定でありますけれども、それ以外に受けた方についての罰則は予定していません。

東村委員 前回の資料の 9 ページの 57 条に、「偽りその他を防ぐ手段により開示決定に関する保有個人情報の開示を受けた者は 10 万円以下の過料に処す」とありますが、これは全く違った話になってしまうわけ。こういうこととの絡みはどういうふうになるのだろう。

竹澤広報課長 それは、自己情報の開示請求をしたときに、本人ではないのに本人だと偽って入手した場合です。この場合は、過料規定ですけれども罰則を設けて、そういった不正の請求を抑止しようということでございます。

東村委員 これだけ出す側というか、職員さんを含めて我々も規制を設けて、受け取る側については余り関係ないのかな。

内山会長 今おっしゃったのは、役人をだまして、開示決定を出させて情報を出させる、それは罰則の対象になるんですね。でも、役人と結託して、決定もなしに情報を垂れ流しをさせるという場合はどうなのか、というご質問だと思いますけれども、その場合には、この中には罰則は用意されていないという形になるのですけれども、正犯ですとか従犯ということがあります。つまり役人と結託してやってしまおうというふうなことで、役人と一緒に盗むというようなことをすれば、それは共謀共同正犯ということで、一緒にやったという形で評価されますし、役人をそそのかしてやったというふうなことになるれば、教唆罪とか幫助罪とかということが一応はあるのですけれども、でも、基本的には受け取った人に対する罰則まではないんですよ。

情報を提供した人に対する、犯罪に当たるようなことをしたということについての評価だけで、受け取ったというのが悪いという評価については、罰則はないんですよ。

東村 やっぱりそうなんですか。

内山会長 ええ。

竹澤広報課長 結局、情報の出るところを抑えるというのですか、抑止しておくというような考え方でこの罰則があると思うのです。

まず出なければ受ける方もないというような関係にあるかと思います。ですから、出るところを、地方公務員法とか国家公務員法に比べて罰則をかなり強化しています。そこで防いでいこうというような考え方があるのではないのでしょうか。

内山会長 だから、例えば業務妨害罪などが一般刑法にあるのですけれども、偽計で他人の業務を妨害するということも、場合によってはあり得る。要するに、一般刑法に当たるというような場合でも、全くどうやっても大丈夫だといって保証するという意味で罰則を置かないと言っているわけではないのです。刑法に当たるようなことをすれば、それは犯罪だということになります。特別に個人情報に役人から受け取るということ自体を罰する目的の条項はないのですけれどもね。

東村委員 そうですか。わかりました。

内山会長 ですから、課長がおっしゃるように、今は出るところを閉めておけば大丈夫だろうということです。

あとは、損害賠償責任、民事責任を追及するということはあると思いますよ。私の情報を何でそういうことで入手したのか、慰謝料をよこせというふうな、損害賠償請求訴訟のようなものはできると思うんですね。

それでは、20号、21号の資料についてそういうことでよろしいということであれば、それでは次の22号についてお願いします。

竹澤広報課長 それでは、資料2-22号につきましては、技術的な部分もございますので、担当の野稲主査の方からご説明させていただきます。

野稲主査 それでは、私の方から説明させていただきます。

資料第2-22号ということで、「行政機関法の逐条整理」という資料をお手元にご用意させていただいております。

今回、区条例の改正につきましては、行政機関の個人情報保護法というのができまして、これとの整合性を図るということで、条例の改正ポイントについて幾つかご提示をさせていただいておりますけれども、それでは、その元になった行政機関法というのは一体どういう法律かということを見ますと、条文を見ただけだとなかなかご理解いただきづらい部分もございます。ポイントだけに絞った資料ではございますけれども、行政機関法の考え方とか、用語の解釈とか、そういったものをまとめさせていただきました。

まず、1ページ、最初からですが、この行政機関法の前身として、「行政機関の保有する電子計算機処理にかかる個人情報の保護に関する法律」という、名前の法律がございまして、これが前身になるわけですけれども、このときは電子計算機処理された情報だけを対象にしておりました。今回、そうではないものも対象にする、マニュアル処理情報も対象にしますということで今回の行政機関法ができている、ということです。

内山会長 マニュアル処理情報ということ自体が、多分わかりませんね。

野稲主査 手作業で処理するものです。

内山会長 要するに、パソコンでデータ処理するものだけが電子計算機処理された個人情報の保護法の対象とされていたと、今度は手書きのものも入るということですね。

野稲主査 はい。但し、区の条例では従来よりマニュアル処理情報も対象としておりました。

次に第2条の定義でございますが、今回、区条例の見直しのなかで、行政機関法の定義に合わせて、個人情報であるとか、保有個人情報であるとか、あるいは個人情報ファイルという定

義を設けさせていただきたいということでお示ししておりますけれども、国の法律によりますと、個人情報というのは、生存する個人に関する情報だと、こういう定義をしております。

どうして死者は対象にならないかということ、開示請求等の請求権行使の主体となり得ないということで除外をされているわけですが、それでは、死者の個人情報というのは保護の対象にしないかということ、そうではなくて、14条に、開示請求の対象となる情報に第三者の個人に関する情報があった場合にどうするかという条項がございまして、この場合、個人に関する情報という文言が使われておりまして、死者に関する情報というのは除外されております。結果として、死者に関する個人情報も、その限度では保護されているという取り扱いになっております。

あと、個人を識別することができるかどうかという、その辺で個人情報をどう整理しているかということですが、民間の事業者を対象とした個人情報保護法では、「容易に識別できる」という照合の容易性を要件としています。これに対して区条例でもそうなんですけれども、個人識別性においては、照合の容易性というのは要件としていない。照合することについて、難しい、手数料がかかっても最終的に識別できれば、それは個人情報である、という取り扱いをしております。

ページをめくっていただきまして、保有個人情報というのはどういうものであるか、保有というのはどういうものであるか。あと、個人情報開示というのはどういうものかということ、例示を踏まえて説明させていただいております。

定義の仕方は異なりますが、基本的には、ここにある考え方と同じ考え方で、区条例も運用させていただいているということでございます。

個人情報ファイルの例として、国の場合ですと、春秋叙勲者ファイルであるとか、国費留学生ファイルであるとか、そういったものが例で挙がっております。区の方でも、国の法律に整合性を合わせる形で、個人情報ファイル管理簿というのを設けたいということで考え方を示しておりますけれども、内容的にはこういった形で個人情報ファイルを取り出してくるかということについては、まだ検討中でございます。

それから、次に行きまして、行政機関法3条で「保有の制限」ということで、事務遂行に必要な範囲で利用目的を特定しなさい、その範囲で個人情報を保有しなさい、ということをお示しておりますけれども、この点につきましては、区条例でも既に6条で、利用目的の達成に必要な範囲で個人情報の収集をしなさい、という規定を入れております。

その次、「センシティブ情報の収集制限」ということですが、センシティブ情報というのは思想とか信条、犯罪歴とかですが、そういったものについては、通常収集制限をかけてお示しまして、区の条例では、第7条で、原則、収集してはいけないとしています。ただ、法律とか、あと審議会に諮って承認を得られればよいという規定を置いています。あと、区条例15条の2では、電子計算組織にこういったセンシティブ情報の記録をしてはいけない、これは絶対的な禁止ですが、こういう条項を設けております。国の方ではこういう規定はないんですね。ただ、個人情報保護法においては、個人情報保護制度の整備に対して必要な措置を講じなさいという規定はあります。

あと、法律は、利用目的の変更について制限しています。同じようなことを区条例でも規定しております。

次に、行政機関法には、本人から直接書面で収集する場合は利用目的を明示しなさいという規定があるのですが、これに対して区条例では、目的、根拠を明示した上で、本人からの直接収集することが原則になっています。

ページをめくっていただきまして、3ページです。「正確性の確保」という規定が5条にございます。同じような規定を区条例でも置いております。

「安全確保の措置」ということも6条にありますけれども、区条例については、この点について行政機関法の規定の仕方に合わせて、「秘密を漏らす」ということから、「みだりに他人に知らせる」とか「不当な目的による」という、そういった文言に変えまして、実施機関等の責務を拡充していくという方向で、考え方を示しております。

あと、第7条「従事者の義務」でございますけれども、これにつきましても、行政機関法の規定に準じた形で区条例を見直しまして、受託者及びその事業者に対しても、区の条例で直接規制の網をかけようということで、考え方を示しているところでございます。

それから、「目的外利用、外部提供」でございますけれども、これにつきましては、目的外利用ができる場合、外部提供ができる場合についての例外規定の、規定の仕方が区条例と法律と若干違いがございます。

法律の方で見ますと、例えば の法令の定める諸事務の遂行に必要な限度で、その内部で利用する場合であって、利用することについては相当な理由がある場合は目的外利用ができるという規定になっています。

他の行政機関等に提供する場合でも、それが の要件を満たす場合、こういった場合には、目的外利用ができますと規定していますが、そういった趣旨の規定は、条例では置いておりません。条例にあるのは、法令に定めるときとか、緊急やむを得ないときとかいう場合でございます。先日は警察と学校との相互連絡制度について審議会のご意見をいただきましたけれども、こういう場合も、国の法律によれば、審議会の意見を聞かずに協定を締結できたというケースでございます。そういう意味におきまして、現行区条例の方が厳しい規定の仕方になっております。

それから、3ページの最後の「保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求」ということですが、これは委託とか外部提供をする場合に、受託者等に対して適正な管理をしなさい、ということを経済づけるという、そういう規定でございますけれども、区条例では既にございますが、指定管理者制度ができた場合については、これについても追加する考えでございます。

ページをめくりまして、4ページです。「個人情報ファイルの管理・通知」ということで、国の方では、個人情報ファイルという概念を設けまして、これを保有する場合は総務大臣に通知することとしています。あと、個人情報ファイル簿というのをつくって、公表するという規定を置いております。

この条項につきましては、区の方でも、今回の条例改正で、行政機関法に準じた形で、個人情報ファイル管理簿を整備するというので、考え方を示させていただいております。

それから、その下、「開示請求権対象情報」であるとか、「医療目的の開示請求」であるとかは、これは民間事業者を対象とした個人情報保護法との違いがあるということで、例えば利用目的の開示請求という、どういった目的で自分の個人情報を持っているのか、という趣旨の開示請求ができるという規定が個人情報保護法には入っているのですけれども、行政機関法にはこういう規定は置いておりません。というのは、行政分掌がわかれば目的も自明であるという趣旨であるということです。区条例も、こうした規定は置いておりません。

ページをめくっていただきまして、5ページ目、「法定代理人の請求」ということでございます。行政機関法におきましては、未成年、または成年後見人等の法定代理人は、本人にかわって開示請求ができるという規定を置いております。

区条例におきましては、現在はそういう規定はございません。ただ、区条例の施行規則10条で、任意代理人についての請求手続きの規定を置いております。当然、法定代理人についても請求できるという取り扱いを運用でしているところでございます。

それから、次の「開示義務」でございますけれども、行政機関法は非常に複雑な規定を置いておりますけれども、これは国の情報公開法というのがございまして、これとの整合性を合わせるということで、個人情報の開示請求で不開示になったものが情報公開法で開示されたりするというようなことが起こらないようにという趣旨かなと思うのですが、規定の仕方として、原則は個人情報の開示なんですけど、不開示情報というのを例外として定めまして、さらにその例外の例外として開示できる情報を定めると、そういった構成になっております。

区条例においてはそういう考え方をとっておりません。開示できるかどうかという、その段階で判断を尽くしているということでございます。

ページをめくっていただきまして、6ページの「部分開示」でございます。ここもやや複雑な形になっておりまして、行政機関法の考え方ですと、1つの文書を単位として捉えて、それに個人識別情報が含まれている場合はその文書全体が当該個人に関する情報であるけれども、その中には第三者の個人識別情報が含まれる場合もある、そういう取り扱いかなと思われれます。

文京区のこれまでの運用ですと、一つの文書の中に第三者の個人情報が含まれている場合は、その個人情報は、請求者の個人情報ではない、とする運用をしておるところでございます。

その次、16条の「裁量的開示」というのがございます。これは、不開示情報が含まれている場合であっても、一定の必要性があれば開示することができるという、そういう規定でございますけれども、これについても、これに対応する区条例の規定はございません。区条例の場合は、開示するかどうかという判断をする段階で、開示できるかどうかという判断を尽くしている。あえて、一旦非開示と判断したものをまた開示するという手続きは要らないのではないかなという考え方をしております。行政機関法の規定も、裁量的開示が可能かどうか明示していないので、確認的にこういう規定を置いたのかなと思います。

ページをめくっていただきまして、7ページでございます。「保有個人情報の存否に関する情報」という部分でございますが、前回の審議会でもご説明いたしましたけれども、この規定は現行条例では置いておりません。行政機関法の規定に合わせまして、個人情報の存否応答拒否に関する条項を置くということで考え方を示させていただいております。

それから、その次の「開示決定等の期限」であるとか、「事案の移送」とかは省略させていただきます。

次に、「第三者に対する意見書の提出の機会の付与」ということで、開示請求に関する保有個人情報に、第三者、実施機関と請求者以外の者の情報が含まれている場合については、その者から意見を聴取しなさいと、あるいは、これをすることができるという規定を、行政機関法では置いております。

区条例では、これに対応する規定はございません。ただ、運用上、現在でも必要に応じて任意的な意見聴取は行っているところでございます。

その次は手続的な条項ですから、省略させていただきます。

ページをめくりまして、8ページ、「罰則」です。罰則につきましても、先ほどからご説明しているとおり、行政機関法に合わせまして罰則を置くということで考え方を示させていただいております。

ここでは、それぞれの「行政機関の職員」とは何か、「正当な理由」というのは何かといったようなことで、用語の説明をさせていただいております。

あと、国家公務員法の守秘義務と行政機関法 53 条の個人情報ファイルの漏洩と、どちらも個人の秘密の漏洩を要件としていることから、両方の法律に該当するような場合は、どちらを適用するのかというようなことですが、この場合は法条競合により特別規定となる行政機関法が適用になります。

また行為の内容によっては同時に刑法の秘密漏示罪が成立する場合があります。これは医師など、特別な資格を持っている方が対象になっているかと思うのですが、この場合も行政機関法が特別規定なのでこちらが適用されることになります。

ページをめくっていただきまして、54 条です。ここは、個人情報ファイル以外の個人情報の漏洩ということで規定がございますけれども、個人情報の取り扱いに従事する者という限定をされていないということで、個人情報を知り得る可能性がある者については、不正な取り扱いをすれば罰則の対象になる、ということです。あと、不正な利益を図る目的が必要になります。

53 条の個人情報ファイルの漏洩の場合は、不正な利益を図るという、この目的は要件として必要なかったのですが、54 条ではこの目的要件を置くことによって、対象となる行為を絞っています。この提供というのは、第三者が利用できる状態に置くということです。

あとは、53 条の罰則と国家公務員法の守秘義務違反とか刑法の秘密漏示罪などとの関係ですが、両罪が成立する場合は、観念的競合により重い刑罰が適用されるということで、行政機関法の規定の方が適用されます。

ページをめくっていただきまして、10 ページ、55 条です。職権を濫用して、もっぱらその職務の用以外の用に供する目的で、個人の秘密に属する事項を掲載した文書等を収集する場合があります。この場合も「職権を濫用」すること、「もっぱら職務の用以外に供する目的」というのが要件となっていますが、これは先ほどの説明にもありましたような内容でございますけれども、用語の説明をさせていただいております。

以上、資料 2 - 22 号の説明を終わらせていただきます。

内山会長 これだけを見ていると何が何だかわからないと思うところがありますけれども、これは、要するに行政機関法と今の条例との対比を丹念にさせていただいて、これを見ながら条文も参照していただくとわかりやすいかなと思うところですから、ご利用していただけたらと思います。

ということで、いただいた資料の説明はこれで終わりということですか。

では、まずこの資料について、今までも出たのですけれども、何か、資料の説明、この部分の要点を説明してほしいということがあれば、それを先にしてご発言をお願いします。

なければ、必要とされる資料は一応はそろったということを前提にいたしますと、諮問に対して答申をどのような内容とするかということの検討ということになりますが、そのためには、事務局でお考えいただいた方向性が示されておりますので、そのことについての適否をいただいて、審議を進めさせていただくというのが一番適当なのかなと思いますので、そのようにさせていただきたいと思っております。よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

内山会長 それでは、前回配っていただきました「文京区個人情報保護に関する条例の見直し事項」これについて検討していくというのが一番なのかなとも思いますけれども、この文書を見ながら、ご意見があればこの段階でいただいて、それを集約するという形にさせていただきたいと思っています。

まずこの概要版を見ると全体の分量がわかるから、これを見ていただきたいと思うのですけれども、まず「定義」、2条で、言葉の定義をしています。現行条例と、行政機関法、要するに国の個人情報保護法との定義が異なっています。条例の方が先にあったものですから、後からできた法律と文言が違うのですけれども、その言葉をそのままにしておくということも可能ではあるのですけれども、国民、区民の目からすると、同じことを条例と法律と違う言葉で言うというのは混乱を招くもとですから、「定義」の部分は、法律に合わせるという形で定義をする。

定義しただけでは、内容が変わるということではないので、内容を適切にするというのは、その2条、3条以下の部分で適切に行えばよろしいと思うのですけれども、時間の問題もありますので、「定義」の部分はそういうことでよろしゅうございますか。要するに、法律と平仄を合わせる。同じ言葉は同じ意味にそろえるという形にさせていただくということです。

という形になりますと、【見直しの骨子】というのが、2ページの括弧書きに出ていますけれども、このような形にそろえるというふうになります。

そういうことでよろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

内山会長 それでは、言葉の定義はそういうにそろえるということを前提に、3条以下、実施機関の責務、これはどのように変えるのかといいますと、4ページになりますけれども、【区の考え方及び見直しの骨子】にあります。

これも、法律と同じようにという形にして、現行条例では、個人情報にかかわる「秘密を他

に漏らす」と書いてありますけれども、これは「秘密」ではなくて、「個人情報の内容をみだりに他人に知らせる」という形にそえる。

ですから、秘密でなくても情報の内容を知らせてはいけないという形に広がるということになりますし、先ほど申し上げましたように、個人情報ですから、これは死者の情報が入らないんですか、データに。「個人に関する情報の内容をみだりに他人に知らせる」という意味ではないんですよ。個人情報なんですよ。

竹澤広報課長 私どもの方では、死者に関する情報も基本的には保護していこうというスタンスで今まで運用しています。

内山会長 ええ。だから、言葉を法律にそえるということになりますと、どうですか。

竹澤広報課長 法律は、たしか生存者の情報に限定していますが、私どもの方では、個人情報についてそういった定義をしていません。

内山会長 死者でも、やはり守るべきものがあるとするれば、死者の情報も他人に漏らしてはならないという形にする方がいいのかもしれないですね。基本的には、区の考え方というのは、そこら辺はどうなっているということをもつて、明らかにしたいと思います。

竹澤広報課長 私どもでは、「個人情報」の定義の中に死者の情報も含めて、この制度の中で保護するように運用していこうと考えています。これは遺族との関係もあるということで、取り扱いの責務につきましても、生存する個人の情報と同じように扱うことが適当なのかなというように考えています。

内山会長 区の考え方とすれば、そのように、法律では必ずしもカバーされない部分も、カバーはされるというのが適当だというのが区の考え方ということですか。

竹澤広報課長 これまでも個人情報についてはそういう解釈でやってきておりますので、責務規定の中の個人情報については、同様な形で保護していこうということです。

内山会長 そういう形で区は考えているのですが、いや、死人はもういいのではないかと、という考えもあります。国の法律と同じように、平仄を合わせる必要があるかどうかということですが。とりわけて今までの取り扱いを解除して、死者に対する情報を保護しないとする必要はなさそうですね。区の考え方に沿って、改正は行うということによろしいのでしょうか。

杉本委員 基本はこのままでよろしいと思うんですね。国の法律と違っていたとして、そちらに合わせることはないと思うんですよ。保護の内容を十分に理解しているからできたお話だろうと思うから、それをあえて保護の低い方に合わせるということは、ちょっとおかしいのではないかなと思いますよね。

竹澤広報課長 1つの考え方といたしまして、個人情報の保護につきましても、自分がコントロールするのだという考え方がその基礎にありますので、そういうことからすると、亡くなった方についてはコントロールする主体がなくなってしまうのではないかと、ということから恐らく国では排除されたのではないかなとは思うのですけれども。

例えば責務規定なんかですと、要するに他に漏らしてはならないとか、他人に漏らしてはならないとかという規定ですので、これはコントロール権の問題ではなく、保護する方のことですので、死者の情報も含めて、その責務のところも含めたとしても、それは個人情報の保護と

しては意味のあることかなというふうに思っております。

内山会長 死者は感情もないということになるのかもしれませんが。ただ、そう言い切れるかどうかということもありますので、文京区が今までやっていたようなことが必要だと思います。

近藤委員 それによって、何か不利になることとか、こんなような例があって困ったんだというようなことはあったんですか。文京でこう言い出すということは。ただ、念には念を入れて、死者の情報も守りましょうということになるのか、それとも、こういうようなことがあったからこれはテリトリに挙げておきたいんだというのがあるのかどうか。

竹澤広報課長 特に運用上でどうこう、何か問題があったということはないようです。文京区の場合は、条例を制定した当初から、この個人情報の定義の中に死者情報を含むという解釈をとっていました。遺族感情への配慮や死者の人格的な利益を保護するということが必要と認められる場合がありますので、この制度の中で保護することを運用上明確にさせていただきますので、今回につきましても、その運用上の見解はそのまま踏襲したいと思います。

内山会長 つまり、最初の定義規定のところ、生存する者だけが個人情報という形になっているから、3ページ以下では、個人情報と単にやってしまうと、前とは違ってしまうから、個人に関する情報という形でない、死者まではカバーしないことになります。

東村委員 個人というと胎児はいいんですか。胎児の問題もありますよね。民法上はね。自然人、あの人は生まれそうだ、生まれそうではないから始まって、障害があるとかないとかという。死者が問題になるんだったら、普通一般としては胎児という問題があるよね。それはどうなるんですか。胎児の情報、Aさんが今妊娠しているとかって、あるよね。

内山会長 胎児はお母さんの、妊娠している女性の情報でもありますよね。妊娠している女性の情報がほとんどという形になれば、個人に関する情報という中ではお母さんの情報として保護されると思います。

東村委員 大体カバーされてしまうんですか。その胎児の、病気とか、死んでしまったとか、いろいろあるわね。それは、またお母さんの情報でもあるのか。

竹澤広報課長 そもそも個人情報は、自然人たる個人に関する情報ということが今前提なんですけれども、自然人というと、出産後です。

内山会長 生存している、出生しないといけないということです。

東村委員 相続は、胎児は請求権を持つんでしょう。

内山会長 生まれてからですね。

東村委員 生まれてからは持つということは、逆に相続について死者が関係してくるのだったら、胎児だってあるよね。生まれてきて、初めて自然人になってあれするんだけど、胎児は相続権はあるんだよね。

内山会長 基本的にはあるんです。死産の場合には、ないとなっているんだけど。

東村委員 そうすると、同じではないかなと思う。死者をこれだけ言うのだったら、胎児の問題があるだろうという話です。

内山会長 個人に関する情報という形にしておけば大体大丈夫です。死産といいますか、出産してすぐに死んでしまった赤ちゃんの情報というのは死者の情報ということになるんですね。

国の場合には入らないという形になるんですけども、多分、個人に関する情報という形にしておけばすべて入るという形になるんですね。

杉本委員 両方入る方がいいですね。

近藤委員 おなかの中にいるときには、お母さんの情報になるんですか。

内山会長 それにもなっていますから、個人情報保護という意味では保護されます。

東村委員 大体それでカバーできてしまうわけですね。

内山会長 それで、また保護を要求するという場合、胎児が独立に要求することはできませんから、結局は母親を介すということになりますから。ただ、そういうことも含めて、個人に関する情報という形にしておけば、手広く、保護の対象は広がるということになるわけですね。

では、「実施機関の責務」というのは、そのように漏洩の対象を整理するということですが、そのような整理、今事務局でご説明いただいたような整理をすることと、それから、「不当目的利用」を追加するということですか。

竹澤広報課長 はい、そうです。

内山会長 「みだりに」とか「不当な目的」、それが何に当たるのかというのはともかくとして、少なくとも不当な目的で使ってはいけないということを加えるのが適当でないとは思いませんので、よろしいかと思いますが、いかがですか。

それでは、3条の「実施機関の責務」は、そのように整理をさせていただくということにしましょう。

次に、実施機関のほかに、実施機関から情報を処理することを受託する「受託者に対する処置」の方ですね。これは、今まで12条にあったものですが、【区の方針及び見直しの骨子】が5ページになります。

今まで条例では、契約でそのような処置をとることを要求していたということですが、それを1つ上に上げて、条例でそもそもそういうことについて義務を課す、義務化するというふうなことを規定するということですかね。

竹澤広報課長 はい、さようです。

内山会長 ですから、一々契約書にそういうことを書く必要もなくなると言えなくなることはなりますけれども、当然のこととしてこういうことを要求するというのが条例ということになります。これも、一歩前進したと思うのですけれども、いかがでしょうか。

受託者に対して単に課長が要求をして、行動を縛るということになりますと、自由な営業活動、経済活動が阻害されるところがあるのですけれども、この程度の義務化とういことであれば、今までも契約の中で当然行われていることが条例化されただけの話ですね。

佐藤委員 前回の議論で、の「みだりに他人に知らせない」、この部分をもっと厳しく縛ったらどうかというような話があったかと思うのですけれども、この辺はこういう表現でいいんですかね。

内山会長 「みだりに」ということであれば、違法だと、不当だと判断されるような態様において情報を漏洩することが禁止されるという意味ですね。

その「みだり」がどうかということについて、まず判断するのが第一次的には受託者、つ

まり例えば印刷屋さんが情報を処理するというのであれば、その印刷屋さんが「みだり」か「みだり」ではないかと判断する。これを「みだり」でないというように評価して情報を他人に知らせてしまうということがある。

竹澤広報課長 前回ご配付申し上げました契約条項の中の特記事項の中でも、個人情報の保護に関して「みだりに他に漏らしてはならない」という、こういう表現でもって秘密の保持義務を契約条項として加えているところです。

内山会長 そうですか。それが入っているのは、要するに孫請けがあったりしたときにというようなことも用意してということですよ。

竹澤広報課長 そうですね。再委託は基本的に禁止なんですけれども、これを承認した場合なども想定して、全く禁止ではなくて制限という形で置いてございます。

内山会長 だから、そのことだけを除けば、受託業者が区から得た情報を区以外の者に提供することを、もともと全部禁止するということだってあり得ることはあるわけですよ。もしそういうことを知りたいならば、「直接、区に聞いてください」と言えばいいだけのことで、受託業者が漏らす必要性はないだろうということも、ないわけではないということですよ。

近藤委員 それに近いお話で、民生委員の場合も、やはり民生委員さんはいろいろな個人情報を知っていらっしゃるから、どうなんでしょうかというようなことで、消防署とか、あるいは警察とか、そういうようなところから聞かれたときに、「ここまでは言えるけれども、それ以上はわからないから区に聞いてください。区でそれを承諾するのだったら、その情報をどうぞお使いになって」というようなことは前にもありました。そうしましたら、区で知っている情報は我々も持っているんだと、民生委員は個人的に地域の中に入っているいろいろなことを知っているから、それを聞きたいんだというようなことを言ってきました。それはできないということで随分議論したんですけれども、でも、例えばもし大災害が起きたときに、あそこにこういう人がいたんだ、ひとり暮らしのお年寄りがいた、もう非常に大変な障害の方がいるんだと、そういう方を助けるのには、やはりある程度どこにどういう人がいるかという情報が必要となりますが、区では教えてくれないというか、わかっていない。そういうものを知らせてほしいというような話なのだったのですが、最終的にはやはりこれは人命が大事なのか、個人のプライバシー保護で情報が出せないという方が大事なのか、どっちなんだということまで迫られたことがあるんですけれども、そういう場合にはどうなんでしょうか。やはり区で出した情報以外は出してはならないんですか。

杉本委員 その扱い方を間違えるとね、結局「みだりに」につながるんですよ。

近藤委員 「みだりに」ですよ、そうなんですよ。

杉本委員 それは、たしかに前々から消防関係は特に執拗に言ってきていました。つい最近の新聞ですが、そちらの検討をし始めているところもあるんです、実はね。けれども、それはあくまで検討の段階に入ったところであって、現在の状態の中で、それについてはやはり今言われたとおりが正解じゃないですか。消防署に対しては、我々に聞くのが誤りであると、必要な情報があるんだったら自治体さんに聞いてくださいと、それでいいと思います。

人命云々というから簡単に聞き出すけれども、それでは、それだけの情報を、あなた方が得たとして、事が起きたときに、あなた方消防署員が全部脱出させられますかと、聞いてやるんですよ。それで黙らせたことがあるんですよ。

内山会長 民生委員とかいうのはたしか特別職の公務員ですよ。

近藤委員 そうです。

内山会長 ですから、これは受託者が請負で、例えばもうけ仕事で何かやる人とは違うわけですね。「みだり」か「正当」かというのは、例えば火事が起こった、あそこにいるかどうか、そういう人たちが住んでいるか教えないというのがいいかどうかですけれども、私は教えてやった方がいいだろうと思うんですけども、それが不当だと、処罰の対象になるということはありません。それでは、皆さんが裁判官になったときに、ではそういう漏らした人を懲役刑にして、刑務所に入れた方がいいと思いますかということですよ。そんなことを考える裁判官は日本にはいないはずだと思います。

ただ、人命を守るために、消防活動をするためにいろいろな情報を知っておきたい、というのはあると思いますが、あの人の財産はどこかということまで知っておきたいということになれば、それはだめかもしれませんね。ですから、人命といっても、直接すぐにその情報を得ることによって人命が救われるということになれば、それはいいかと思うのですけれども、非常に間接的で、直接そういうことがなくてもいいような情報については、人命を救助する目的が正当ならば、どんな情報を集めてもいいかということになれば、また別だと思いますね。

近藤委員 そうですね。そういう場合には、例えば本人に承諾を得て、「私がもし大変な災害が来たときは絶対助けてくださいよ、消防署にも申し出ておいてください」というような一筆をいただければ、これはもういいことなのではないのでしょうか。どうなのでしょう。それでやっているところもあるみたいですけどもね。

内山会長 それでやっていくかどうかということは、また別のことだと思いますけれどもね。

東村委員 その話は区はもうそろそろ始めるでしょう。本人同意を得て情報を出すようにするというのは区で出ているよね。例えば町会とか何とかでそういう話があるわけですよ。今のテーマについては、本人同意を得て、それで出そうという状況に少しずつ向かっていますよ。本人同意が前提ですけどもね。

近藤委員 そうですか。

宮下部長 そういう緊急の場合ではなくても、通常の場合でも知っておきたいという状況がありますから、そういう場合は、本人の同意をきちんととった上でという意味ですよ。

近藤委員 はい、ありがとうございました。ごめんなさい、脱線させてしまいました。

内山会長 恐らくそういう場合、消防ですとか警察も行政機関ですから、それこそ情報を収集する上で、警察や消防なりの制限がありますから、その中で、例えば相手が、行政機関から情報を収集するだけではなくて、町会の人からも隣の人からも情報を収集するでしょうけれども、それができるかどうかというのは、それはその警察とか消防の行政機関が規制されるべき条例ですとか法律によって決まることで、恐らく文京区のこの個人情報保護条例の中の問題ではないですね。

近藤委員 ありがとうございます。

内山会長 先ほどのことに戻りますけれども、要するに受託業者については、正当な目的があれば、区ないしは受託業者以外の第三者に情報を提供することができるかどうかということで、その余地を認めるべきでないというお考えもあるということですが、国はここまででいいということですが、

竹澤広報課長 区では、従前の契約条項もそういう表現でもって契約を取り交わしてございますし、今般につきましては、特に罰則規定の適用があるというような、今まで以上に、受託業者についてはかなり厳しい取り扱いといたしますが、責務が課されますので、先ほど資料2 - 20号でご説明申し上げましたけれども、私どもの考え方としては、従前の地方公務員法のベースで規定するよりは、制度として統一性、整合性を図っていくことが適当だろうということで、行政機関の個人情報保護法の規定内容に改めることが適当だというふうに考えています。

内山会長 規制を厳しくする、個人情報保護のためにということで、規制、罰則を厳しくする、それが最も適当だということでどんどんやりますと、そういう窮屈なルールの中で適切な社会活動ができない、阻害されるということもあり得るというふうなこともあるので、何でも罰則さえ設けておけばいいというわけでもないということもある中で、国はこの程度でいいのではないかということだったんですね。

竹澤広報課長 ある程度業務の中でもって、あるいは業務にかかわって情報を使う場合なんかですと、先ほどの再委託ではないですが、承認を取ってとかという形で執行することになります。そういった業務から外れたものについては、基本的にはこういう責務規定あるいは契約関係とのかかわりで規律されますし、さらに重大な内容になってきますと、罰則の適用にもなってくるというような関係で規律していく、というふうに思っております。

内山会長 ですから、委託業者が区から得た情報を他人に知らせる場合には、契約条項の中で縛る、要するに区の同意を得ないで、他に情報を漏らすことはならんというふうなことを入れておくということだとどめておくのか、必要な場合以外は漏らしてはいけないという形で、その場合にも除外事項を入れるのか。

契約の中ですと、契約をする際のことですから、かなり自由にできることになりますけれども、条例で縛ってしまうと、全部できなくなってしまうということですね。

恐らく、この個人情報保護条例が改正される上では、受託業者に対する規制を行うということが、いわば目玉といたしますが、重要な改正点の1つでありますから、その点、かなり重要な問題ですので、できれば皆様のご意見を伺った上で審議会の答申内容を決めさせていただきたいと思うのですが、ただ、罰則がありますので、そういうことも考慮していただいておりますね。

私なんか個人的に見れば、区から得た情報は、区の同意なしにほかに漏らすべきではないというふうに決めたところで、どこがおかしいんだというふうにも思うのですが、具体的な状況設定が、あらゆる場合を想定してものを言っているわけではないので、それ以上に、法律以上に厳しいことをするということになると、具体的な状況設定も想定した上でないと、そういうものを無視するというか、なかなかものが言えないのかなというふうに思っています。

区の方考え方は、ひとまず、受託業者に対して縛りをつけるということ自体は適切だと。縛りの内容をどうするかということ、まず、第1段階の、縛りをつける、つまり条例で受託業者の義務を課するという自体はよるしいんですね。

内容ですけれども、法律に準拠して、不当な目的で他人に知らせるということ制限することにとどめておく、というのが事務局の案なのですけれども。

堀添委員 そうなった場合、委託契約の契約条項の中身というのは変わってくるんですか。

竹澤広報課長 この規定ができた場合ですか。

堀添委員 はい。

竹澤広報課長 基本的には、個別に契約を取り交わしますので、委託条項の中には、こういった個人情報保護に関することは盛り込んでいくこととなります。

堀添委員 それはそれで残して、条例の方でも規定を設けるということですね。

竹澤広報課長 はい。

宮下企画政策部長 つまり、今までは、契約しなければ責務が発生しなかったのですが、条例で決めてしまえば、基本的には条例で決めた責務が発生するんですね。それ以上に、契約条項の中に盛り込むことによって、特別な情報だからもっと厳しくやろうということも可能ではないかなと思います。

内山会長 そうしますと、まず債務不履行で損害賠償ということになったり、もうおまえとは契約をしないということになったり、いろいろなペナルティを課することができる。

杉本委員 だから、そういうものを出すということもできるわけなんでしょう、契約の中で。これに違反されたときには、次期からはもうお宅とはやらないよというような話も。これは罰則よりも怖いですね。それで飯を食っている人たちは、1回何かやったら落とし、2回で指名停止とかというところがあるんですよ。だから、それは罰則よりももっときついですよ。

内山会長 それでは、そういう問題があるということで、一応は事務局の方考え方が最低限この程度のことは必要だということで、これで整理をさせていただきますけれども、次回また、この問題について最終的な調整をするという機会があるようなので、もしそのときにこれと違うご意見があればおっしゃっていただくことにします。これだけでやっていますとちょっと時間がなくなるかもしれませんので。

では、この「みだりに」、また「不当な目的で利用する」ということについては制限をするということ、ないしは罰則を設けるというふうなことで行うのが適切であるということに一応、仮定のものとして整理させていただきます。

それから、「受託者に対する措置」という意味では、「指定管理者の規定の新設について」というのがありますが、これは結局どうするんですか。考えていくということでしたか。

竹澤広報課長 そうです。規定の中に新設することは必要だということでご報告させていただいていますけれども、ここに書いてある部分については一応この方向で考えていますが、あとその他についてはちょっとまだ固まっていない部分があります。どこまで規定するかということについては内部で検討しているところがございます。他の自治体での改正状況をみても、改正の仕方、内容もまちまちでございますので、もう少し具体的な内容が固まってきた段階で、

条例の中に盛り込んでいくというようなことで考えてございますので、方向づけということでご答申いただければと思っております。

内山会長 指定管理者についても、別途適切な制限、規定を設けるということですか。この条例改正の中に指定管理者についての制限も入れてしまうと。

竹澤広報課長 指定管理者につきましては、場合によっては情報公開条例などへの影響が出てくることも考えられます。指定管理者の制度を導入するまでの猶予期間が平成18年9月までありますので、今回につきましては、答申をいただいて整理はさせていただきますけれども、指定管理者に関する制度の整備が検討されていますので、条例上は、その段階で規定を整備したいと思っています。

内山会長 そういう意味では、ここでも、必要な措置を講ずることが必要だということで、当たり前のことを言っているのですけれども、そういうことですね。では、それは、具体的な内容がないのですけれども、指定管理者ができて、実際に施設の運営について行政機関の職員と同じような権限を行使するということになりますと、当然それに対して個人情報保護の規制が加わってくると思いますので、それはその際にまた検討していただくということになるんですね。

竹澤広報課長 はい。

内山会長 その次は「個人情報ファイル」。「個人情報ファイル」というのは用語の定義は2ページの四角く囲った中の「個人情報ファイル」の話で、「検索可能な形で体系的に構成された個人情報の集合物」というようなものを言うと言っていますけれども、その管理体制についてという、これは、もともと文京区の条例ではどうなっていますか。

竹澤広報課長 文京区では、個人情報業務登録ということで、個人情報を取り扱っている業務につきましては登録制度をとっているところです。

内山会長 そうですね。

竹澤広報課長 ですから、そこに併せて載せるということもあるのですけれども、ここに、前回お示ししましたように、かえてわかりづらいということもありますので、一定の規模の個人情報の集合物につきましては、別に個人情報ファイルということで登録制度を設けようということですね。

内山会長 それと、もう1つは、法律と違うのが、個人情報ファイルの取り扱いについて、運営審議会に対して報告をするということが要求されているということですね。その点は、残すのですか。

竹澤広報課長 業務登録の場合につきましては、登録をしたとき及び登録を抹消したときは審議会に報告するというように、現行条例でも規定してございますので、同様な形で報告事項という扱いにさせていただきますということですね。

内山会長 これも、文京区の条例の方が先進的で、国の法律はほとんどそういう内容を取り入れたという形で考えてもいいようなことですから、文京区の今までの取り扱いをそのまま維持していただくということではないかと思えますけれども、ただ、この点を用語の平仄を合わせるという、法律と条例を同じレベルで合わせるというようなことが必要になるとい

うことがありますので、登録事項について、法律と合わせて条例を整備するというのですかね。7ページの括弧の部分は、そのようなことだと思いますけれども。よろしゅうございますか。

次に、6番目、「存否応答拒否条項の新設」、条例にはないけれども、法律にはあるということなのですが、そういう情報があるかどうかということについて、あるかないかということさえ知らせないということについて。今までもやることはやっていたんですね、そういうことがあるのですけれども、条例でそのようなことを明文化するということですね。

竹澤広報課長 既に情報公開条例は、こういう存否応答拒否条項がございます。ですから、それとの整合性も含めて、国もそういう規定を設けてございますので設けようと思います。

内山会長 なおかつ、そのような運営については審議会への報告事項にもするということですね。

竹澤広報課長 はい。これもやはり情報公開条例がそうになってございますので、同じように合わせてございます。

内山会長 それが使われることによる利害というのは余りないのですけれども、あったときには、法律にあって、どうして条例をつくっておかなかったかということになりますから、こういうふうに合わせてという形で論議をされたらいいのかと思います。

次に、「罰則」、ここが一番いわば厳しくなるのですけれども、厳密に考えなければいけないと思います。

罰則の場合にどのような運用が行われるかと言えば、いわば不正なことが行われた場合には、それについてまず警察に、ないしは検察官に告発する。検察官、警察が捜査をして起訴をする。裁判所が有罪の判決を下す。という形になって初めて罰則があった、ということになると思うんですね。

法律は、もちろんそれもやるのですけれども、そのほかに、過ち料、過料というのがある、国の場合の過料というのは、非訟事件訴訟法で、要するに裁判所が過料の決定をするという形になるんです。刑事手続ではないのですけれども、裁判所が決定するという手続きです。文京区の場合には、地方自治法上の過ち料は、文京区長が決定をするという形になります。いわば罰金ですとか刑罰の部分は、今後すべて検察官がどのように考えるかによって処罰がされるかどうかは決まってくるけれども、過ち料の方は文京区長がどう考えるかによってその運用が決定できるということになります。そういう違いはありますけれども、国と平仄を合わせて、刑罰と行政罰をそれぞれ用意をするということで整理されているんですね。

竹澤広報課長 はい。

内山会長 これは9ページから10ページにわたることなんですけれども、ここでは保護される対象といいますか、10ページを見ていただきたいのですけれども、この四角の部分ですけれども、まず最初に、個人情報ファイル、つまりデータベースをそっくりそのまま悪用するというふうなことをする場合には一番重い刑罰が課される。それが のところなんですけれども、

の方はデータベースではなくて、たしか個人情報でいいんですね。データベースでなくても、自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供したり利用したりする場合にかかる、これは若干軽い刑罰だというような、態様に応じて刑罰の種類を分けています。国の法

律がそのようになっていきますから、条例が国の法律と余りかけ離れた処罰を設ける、厳罰を設けるというわけにはまずいかないだろうなと思います。ただ、国と全く同じに条例をつくらなければいけないというわけでもないのです、例えば個人に関する秘密というふうな形で保護をすとか、いろいろ考え方はないわけではない。これだけが唯一の正解というわけではないので、答申の中でもご意見があればご発言いただきたいと思います。

ここでの罰則は、今までは公務員の職員だけは、地方公務員法上の刑罰規定がもともとあったところですがけれども、それが少し重くなったわけでございますけれども、受託業者に対しては今まで契約上の制裁しかなかった。つまり、損害賠償請求程度しかできなかったものが刑罰の対象になってくるということで、全く新しい制度になるのですけれども、これはどうでしょうか。

ご意見でもご質問でも、ご発言があれば。現実的にはなかなか想像ができないこともあるのですけれども。

堀添委員 国に準じなかった場合の不具合というのも想像できないですが、やはり法律に準じた形でいいのかなと思います。

内山会長 そうですね、そう思いますね。例えば条例で、国の法律以上に重罰を課するというようなことにした条例をつくってみたところで、そんな条例を真に受けて検察官が起訴するかというと、絶対起訴しないんですね。

刑罰というのは、厳密にいろいろな処罰規定を衡量した上で、適切な刑罰ということで量刑をそれぞれ設けていますから、それにかげ離れた条例をつくったとしても、検察官がそういう現行の法体系の中で、全くかけ離れた価値観を持っているような条例があっても、それを適用して裁判所に有罪を求めるとか、そんなことはしないものなんですね。だから、もし国と違うレベルの刑罰規定をやったところで、軽い場合には別ですけども、重くするというになると、適用の可能性がないので、いわば絵にかいた餅になる可能性もあります。

そんなこともありますので、保護される対象、刑罰、量刑も含めて、条例は要するに国の法律と平仄を合わせる、同じ程度にするのがよいと思います。

竹澤広報課長 10 ページの なんですけども、受託業務の職員と従事者の行為については同時にその使用者も罰する、両罰規定を設けるとこととしています。事業者自身についても、きちっと内部的な管理をしていただくということです。

内山会長 両罰規定を設けるとい形になると、罰金ですか。

竹澤広報課長 そうですね。それぞれの各本条に応じた罰金刑ということです。

内山会長 罰金程度ならいいかな。

近藤委員 それは、区の独自の規定ですね。

内山会長 実効性を図るのでしたら、こういうのは過料にしておく、区長が自らできますからということがありますよね。罰金ですと、検察官に告発して、検察官が忙しくなれば、「それじゃ、やってやるか」というふうな形になることが多いのですけれども、過料でしたらば、内部で「あいつはけしからん」というので、契約解除ぐらいでは収まらん、過料に処すということにして、制裁を加えるということもできますから。

竹澤広報課長 ただ、過料ですと、地方自治体の場合は5万が過料の上限額になってございますので、その辺もあるのですけれども。

杉本委員 その抑止の形がね、どのくらいいくかですかね。抑止のように見えていて、何だ、じゃ俺がそれを払っちゃえば、こっちにこれだけのもうけがあるのだったら、これをやってしまえというようなことが、往々にして人間にあるのではないですか。

内山会長 ただ、人間の方は1年以下の懲役という形で、臭い飯を食っていただかなくてはいけなくなることにはなるわけです。それに加えて、その人が勤めている法人にも罰則という意味です。

杉本委員 これも罰金でいいのではないかな。私はこれを見ていてなるほどねと思ったのですが、今の過料にするかどうかというお話は別にして、私もこれはそうかなと思いました。

内山委員 例えば千代田区のたばこのポイ捨てでの過料、あれは2万円でしたっけ、そういうことからすると、個人情報の漏洩ということになると、もっと重くしなくてはいけない、過料では収まらないということになった方がいいのかもしれないね。

杉本委員 そうですね。持っていくのは区の情報ですから、たばこの件とはちょっと違う。

意外と、過去の判例の内容をみると、出す方は安直な感覚で出していますよ。受け取る方は相当ねらいがあるということでも、出す方は簡単に出しているというような話はちょっと聞いたことがあるんですけれども。

内山会長 今までは、それは刑罰の対象に入っていませんでしたからね。両罰規定ということになると、個人と法人をそれほど分ける必要もなくなりますから、それこそ罰金も、5万円と言わずに100万とか50万とか、同じようになるのかもしれないね。

竹澤広報課長 ここでは、各本条の罰金刑ということですので、に該当する場合は100万円以下ですね。ですと50万円以下ということですよ。

内山会長 もともと、そういうことがない方がいいわけですがけれどもね。両罰規定を設けるのは、なるほどなと思うところもありますし、これも、それではよろしゅうございますか。

東村委員 受託業務ということでは、孫請けみたいなのは、それは契約か何かで規制するわけですか。例えば、自分のところで受けて、孫請けに出してしまうとかというときも、これも受託業務でいいわけ。何か1次、2次という話みたいなものはないのかね。

竹澤広報課長 基本的には、契約関係がございまして、それによることとなります。

東村委員 契約関係の中で、これは出してはいけないとか、出したらどうだとかというけれども、追及できるんですか、ここの規定で。

内山会長 刑罰規定ですから、余り拡大解釈はしないものだということを前提にすれば、1次業者だけでしょうね。孫請けが仕事をする場合は除外される。

東村委員 そういうことは、現実にはないのかね。

竹澤広報課長 区の承認を受けて、孫請けではないですがけれども、下請け処理をするという部分はあろうかと思うのですけれども、基本的には受託業務は、あくまでも区との委託契約関係に基づくものというとらえ方があるのではないかなと思っています。

内山会長 定義規定の中に、受託業者の定義はあるんですか。

東村委員 「受託業務」という言葉しか出ていないので、どうなんですか。受託というのは、孫請けは入るのか入らないのか。普通入らないんでしょう。受託者が誰かに出すということを抑える必要はないのかしら。これで大丈夫なのかね。

杉本委員 一応、契約の中ではそれは承認を得てから出すようになっていますね。

内山会長 その場合も例えば受託業者、一次の契約業者に対しては、契約上の債務不履行責任を追及することができますけれども、孫請けに対して、区が直接契約上の債務不履行ということにはなかなか難しいかもしれませんね。

東村委員 現実には、そういうことってないのかね。地区の業者が誰かに頼むということはないのかな。

宮下企画政策部長 請負業者が孫請けで出すことはあり得るだろうとは思いますが。ただ、それは承認を得てからということになるのですけれども、今心配されているのは、その孫請け業者が情報を漏らしたときにどうするかですよ。

東村委員 そうそう、その話。

宮下企画政策部長 この条文の中では、それは罰則の対象にならないだろうと解釈するのが妥当だと思います。そうすると、区がそういう恐れのないようにきちっと判断しなければいけないということなんですよ。

杉本委員 本来のやり方で、甲乙の間で契約する場合、孫請けのところ、甲乙の契約の段階の中に孫請けまでを入れてやりますか、契約は。

宮下企画政策部長 普通はやりませんから。個別例外的な事項になりますね。

杉本委員 そういう形になっていけば、罰則の適用になるのかもしれないけれども、個別の甲乙の関係でやっている以上、そのものの中で処理する問題でしょうね、それは。

内山会長 「受託業務に従事している者」は、不正な利益を図る目的で個人情報を悪用した場合には、要するに1年以下の懲役刑なんですけれども、その「受託業務に従事している者」という中に、括弧して、区の承認を得て、要するに孫請け、受託業者から情報を受けた受託業者も同様とするというふうなことにしておけば、一応はつじつまが合うけど。

東村委員 現実はその辺から漏れていくわけでしょう。漏れていくかどうかは別として、その問題もあるんだよね。

内山会長 実際には、区が例えば契約をするときには信頼のおける業者を選んでやるから、まずそこからは漏れないけれども、その下で漏れるというのはあり得ることですよ。

東村委員 そうですよ、何でも、下から漏れてしまうんだから。孫請けを振るところから。実際はね。だから、その辺を何かどこかでカバーして欲しいなという気がするんだ。これでは多分カバーできないんじゃないかと思ったのだよ。

杉本委員 そういう意味ではそうでしょうね。この中だけでは対応できない。

内山会長 だから、受託業者が第三者に情報を提供するという場合に、それを区が同意をするという形になるのでしょうかから、その同意も慎重に、受託業者を審査するのと同様な注意をもって同意をする。それでもなおかつ悪用があった場合には、受託業者等に対する債務不履行等で処理をする。つまり、民事上の責任だけで処理をするという形になるんですよ。

東村委員 会長、これはあれですか、「受託業務もしくは云々」という、業務という、受託した人だけになるのでしょうか、普通は。こういう罰則がある場合。業務というのは、孫請けまで業務という中に、やった人の問題というのは入ってくるんですかね。

でも、「受託業務もしくは」、あるいはでも「受託業務」と、受託業務という言葉を使っていますよね。

内山会長 受託業務自体が孫請けまで入るのか入らないのかというと、全く入らない、絶対に入らない、それ以外の解釈はあり得ないとはまでは言えないと思います。法令の解釈として、受託業務から受けた孫請けも受託業者だというように評価すること自体、全く不当だとか不可能だとかということにはならないような気がします。それも受託業務の範囲ということになるかもしれません。そういう可能性はあります。ただ、普通は、刑罰規定なので余り広げてしまうことはしないということが原則です。

東村委員 どこかにそういうことは入れられないんですか、受託業務とは孫請けも入るとか、何とか。

内山会長 ですから、受託業務とは、区から直接業務を委託を受けた者、ないし当該業者から区の同意を得て情報を受け取った業者も含むみたいなことを言葉の中に書いておけば、当然それはいいのしょうけれども、そうすると再々孫請けなんていうこともできます。

竹澤広報課長 国の方の見解では、含まないという解釈がされております。再委託された業務に従事している者、または従事していた者は含まないということです。

内山会長 ということが書いてありますと、それは有権解釈というのですけれども、裁判所も、そういうことだと拡大解釈をするということには躊躇を覚えるでしょうから、まずしませんね。

東村委員 含まないという国の判断には意味があるんですね。

内山会長 その程度でいいだろうということですよ。

東村委員 いいだろうというんですかね。それだったらそれでいいんですけれどもね。

内山会長 よほど処罰をしなければ社会感情が許さないというようなことがあれば、それこそ刑法に漏示罪があります。そういうところで引っかけて、何らかの形で書けると思うんですよ。今でも、こういうことをやっては多分いけないことなので、やろうと思えば、何か一般刑法規定で処罰ができるような対応が、多分想像ができるのではないかなと思うんですよ。

その点は、一応は考慮していただいて、次回、再検討する際にご発言いただければと思います。それを除けば法律と異なる の受託者の両罰規定、法人も同時に罰するという規定を設けるとすることも含めて、区の考えられている答申で適当であるということで、ひとまずはまとめさせていただくこととします。

もう随分時間がたちましたからこの辺にいたしますけれども、あと、「事業者に対する指導及び勧告」、個人情報の保護に関する法律の規定の趣旨を踏まえ、見直すということですが、これも基本的には、区の条例でもともとある部分ですよ。

竹澤広報課長 さようです。区の民間事業者に対する行政指導につきましては現行条例に規定があります。民間事業者に個人情報保護法でもって網がかかる事業者もありますし、規模に

よってはかからない事業者もあります。基本的には法律が優先した形の運用をしていくけれども、法律の網がかかっていない部分については区が行政指導をしていくということで、そのまま規定を残しておく意味があるということでございます。

内山会長 これも、法律ができる前から条例がつけられていたというふうに評価していただければいいことです。

ということで、法律に平仄を合わせる、つまり法律と合わせるという意味での条例の改正ということでは、今事務局の方から提案された方針でほぼ相当ではないかということで、一応まとめさせていただきます。そのほかに法律とは別個に、従前の問題点等があるのだとしたら、この際この条例を明確化することによって問題の発生を防ぐという角度も作業とすれば考えられるわけですが、そのことについては何かございますか。

竹澤広報課長 本日、資料2-22号においてもお知らせしているところなのですが、例えば条例の解釈運用でもって実施してきたものが幾つかございます。資料2-22号、横長の資料です。これの5ページでございますけれども、例えば一番上の「法定代理人の請求」については、文京区の場合は施行規則で請求を認めておりますけれども、条例上規定がなく、これについては運用対応している、というようなものもございます。

それと、あと自己情報の開示、非開示の考え方ですが、情報公開条例の中に、個人情報に該当して非公開にしたものについても、それが自己の情報であれば自己情報の開示請求でもって請求できますよという規定がかなり先行してありました。それが個人情報保護条例として独立して今の体系になっています。ある意味では、個人情報という考え方が、行政情報の公開手続きの中で請求して、非公開なら個人情報の開示手続きでアクセスというようなことが出発点でございますので、5ページの開示義務のところの、国の法律で規定する不開示事項と運用上は同じなんですけれども、規定の仕方が随分違ってございます。この辺につきましても、国の考え方、あるいは、私どもの情報公開条例の考え方と整合をとっていく必要があるかどうかということについて、今検討しているところでございます。

それから、あと7ページですけれども、「第三者に対する意見書の提出機会の付与」というので、これも、前は「その他」のところ、こういう課題があるということで整理させていただいておりますけれども、開示請求があった情報の中に、第三者の情報が含まれていた場合、当該第三者の意見を聞く、というものです。これも実際は運用上でやっているのですけれども、これが法律では明確に規定されてございますので、これについて条例の中に明確に位置づけるかどうかという、そんな問題がございます。

いずれも、今まで運用でやってきたものについて、法律の中では比較的明確な規定として置かれているというところがございますので、取扱いは基本的には変わらないのですけれども、この機会に条文上明確にしておくかどうか、その辺の整合を図っていくというのがいくつかあるかと思っております。

内山会長 考え方とすると、情報公開条例の方が先にできて、個人情報の方が後からできたというふうなことがあるので、法律は、その点、各自治体の条例を十分に見た上で立法作業をしていますから、その点は整理された表現になっていると思いますので、表現だけのことからすれ

ば、この際に整理ということではあるのかと思うんですけれどもね。

内容は、実体は一応基本的には変わらないということが前提の上で、個人情報保護法と保護条例と情報公開条例の平仄を合わせておくということですよ。

竹澤広報課長 はい、そうです。

内山会長 それは別段、それぞれ立法作業の問題ですけれども、できればその方がいいとは思いますが。

ただ、具体的にどういう形になるのかという姿を少し、お見せしていただいて、それでよければ、こういう形にしたらどうかという意見にさせていただくということでもよろしいですか。

竹澤広報課長 それは次回、整理させていただきます。

内山会長 それと、「第三者に対する意見書提出」、これも当然の配慮と言えれば配慮のうちのような気がしますから、入れておいたらどうかとは思いますが。

どっちみち、意見は言わせるだけ言わせるだけで内容に拘束されることはないから、反対だとしても、開示するという場合もあるんですね。意見を聞こうと思ったら、その人がつかまらないということも実際はあるんですけれども、まあ一応それは事務作業の中で考えるということにして。では、それも、一応答申の中には盛り込むという形にさせていただくということで、一応の粗々の審議をさせていただいたということにさせていただきたいと思えます。

今後のことですが、次回に今日の審議の内容を踏まえて、また粗々のことで、仮定的な結論だけで確定したことはない問題についての審議をさせていただいて、ということにはなるのですが、答申案を用意させていただいて、それをご確認いただくということを次回に考えております。その際には、内容の変更が全くできないということではありませんから、その際にまた、ご意見があれば持ち寄っていただいて、変える必要があれば、その部分を変えて答申をするという作業をさせていただきたいと思えます。

では、今日はもう時間もかなり過ぎていると思いますので、この程度で審議を終了させていただきます。

竹澤広報課長 次回につきましては、中間の答申をいただきまして、それについてその後パブリックコメント的な、区民の方々の意見を聴くことを予定しております。それで、最後にまとまった段階で、最終的な答申をいただきたいと思っております。

内山会長 パブリックコメントで要するに区民の方々からのご意見を伺った上で、それで最終的に当審議会としての答申内容を確定するという形ですね。

竹澤広報課長 はい。

内山会長 次回にパブリックコメントへ向けての答申を出して、パブリックコメントがあった上で、最終答申をする。ですから、まだ2回ご足労いただくという手続きになります。

では、次回の審議日程は。

竹澤広報課長 次回は、9月の中旬ごろ、また日程を調整させていただければと思えます。

日程の都合で、場合によっては夜間開催をお願いするようなことがあるかも知れませんが、よろしくお願ひいたします。

内山会長 時間も差し迫っているようで、パブリックコメントに向けての時間も十分にとら

なければいけないというようなことで、次回は、もしかすると夜間でもご足労いただいて、ということになります。

ただ、次回は、一応今日粗々審議をしておりますので、それほどの時間は、もしかするとかからないと思います。

それでは、今日の審議はこの程度で予定されたことは終わったということにさせていただきたいと思いますが、事務局で何かまだつけ加えることはありますか。

竹澤広報課長 結構でございます。

内山会長 それでは、これで会議を終了させていただきたいと思います。